

「英文開示の範囲拡大」についての基本認識と論点

基本認識

平成17年の英文開示制度創設以後の以下の状況を踏まえ、英文開示制度の見直しを行うことが考えられないか。

- 我が国証券市場における上場外国会社数は減少を続けていることから、我が国証券市場に上場しやすい環境を整備し、外国会社の上場を促すことにより、我が国投資者の投資機会の拡大が求められている。
- 英文開示制度を創設したもののほとんど利用されていない。その理由の中には次の点があると考えられる。
 - 外国会社は日本語による発行開示書類をベースとすれば、大きなコストを掛けることなく日本語による継続開示書類の作成が可能であることから、発行開示書類・継続開示書類を一体として対象としなければ、英文開示による利便性は向上しない。
 - 外国会社にとって補足書類の作成が負担となっている。また、実例をみても補足書類の有用性に疑問があるとの指摘がある。

検討に当たっての論点

【発行開示書類について】

- 発行開示書類を英文開示の対象とするが、「発行者に関する情報」が外国の市場において晒されている場合[派生論点1・2]とそれ以外の場合とに区分し、後者の場合を英文開示の対象としないということかどうか。

(参考) 東京証券取引所においては、海外主要市場において既に上場し、当該市場で投資者保護が図られている企業に対し、同取引所への重複上場に向けた誘致活動を積極的に展開する方針。

[派生論点1]

「発行者に関する情報」が外国の市場において晒されている場合の意義については、

- (i) 英文による「発行者に関する情報」が外国の市場において晒されているケースとすることかどうか。
- (ii) 当該外国の母国語(英文以外)による「発行者に関する情報」が外国の市場において晒されており、当該「発行者に関する情報」が英文に翻訳されるケースは対象としないとすることかどうか。
(注) 仮に(ii)のケースを対象とする場合には、外国の市場において晒されていない英文の内容についての正確性をどう確保するか。

[派生論点2]

外国の市場の範囲をどう考えるか。整備された市場、法令等に基づく適正な開示制度等を有さない外国の市場において英文による開示を行っている外国会社等について、英文開示の対象としないとすることかどうか。

- 発行開示書類のうち「発行者情報」については、有価証券報告書に係る英文開示と同様の取扱い(英文+日本語要約)とするということかどうか。
- 発行開示書類のうち「証券情報」については、金融商品の販売に当たっての金融商品取引業者の説明責任などを踏まえると、日本の様式に従った、英文ではなく、日本語による作成を求めることとしてはどうか。

【補足書類について】

- 外国会社報告書等の補足書類として、引き続き、日本の様式による開示書類に記載すべき事項であって外国会社報告書等に記載のない事項を記載した書類(「補足情報」)の作成を求めることかどうか。
また、補足情報について、英文のみによる作成を可能とすることをどう考えるか。
(注) 現行制度では、原則、「補足情報」を英文により作成することができるとされているが、「日本語による要約」が必要とされる情報に該当する部分については、日本語による作成が求められている。
- 外国会社報告書等の補足書類としての「日本語による要約」(公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものの日本語による要約)について引き続き求めることかどうか。

【臨時報告書について】

- 臨時報告書については、新設する英文開示用の様式に基づいて提出することを義務付けることでどうか。その場合、「提出理由」については日本語による記載を求めることでどうか。

【開示書類の様式の実扱いについて】

- 日本の様式に従って、英文により作成したものについても、外国会社報告書等として認めることでどうか。その場合、対照表の作成は不要とすることでどうか。

(以 上)